五島市告示第１４９号

差押調書（謄本）の公示送達について

次の者に係る差押調書(謄本)を令和８年１０月２９日に郵便で発送したところ、配達の際宛所に尋ねあたりませんとの理由により返戻され、その後調査を実施してもなお、次の者の住所及び居所が知れないため、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２第１項の規定により公示送達します。

なお、この差押調書（謄本）は、五島市市民生活部税務課収納班に保管していますから、本人にはいつでも交付します。

令和８年１１月１３日

五島市長　出　口　　太

氏　　名	送達する書類の名称
秋山　政夫	差押調書（謄本）